83—02.2　ＰＵＤＴ

裁判所から差戻された審判事件の合議体編成

審決が取り消されて裁判所から差戻された審判事件については、公平性、中立性、審理の効率性等に配慮して合議体を編成する。なお、もとの審判に関与した審判官を指定することは、前審関与に該当しない。

１．特§139は、審判の公正を確保するために、審判官に除斥原因がある場合は、その事件の審判について職務の執行から除斥する旨規定しており、除斥原因の一つとして、審判官がその事件について拒絶査定をした審査官であったとき（前審関与）をあげている（特§139六）。

２．これに関連して、審判から差戻した事件をもとの審査官が再び審査することの是非について、「前審関与を除斥理由としたのは、前審の査定に関与した者がその上級審に関与するときは審級制度を無意味ならしめる結果となるので、このような結果を避けるためであり、査定不服審判で事件を原審に差し戻した場合に、差戻前の査定をした審査官が差戻後その事件の査定に関与しても審級制度を無意味ならしめる結果は起り得ないので、前審関与には該当しない」とした裁判例（東高判昭31.7.14（昭30（行ナ）48号））がある。

３．よって、表記の件についても、同様に前審関与に該当しないものと解されるが、審決取消事件は、その重大さに鑑み慎重な審理が求められることから、審判の手続及び合議体の編成については、事件に応じて公平性、中立性等に十分配慮する。

（改訂R5.12）